

重大事故等

- ・重大事故※
- ・骨折
- ・複数の診療科受診
- ・事故による保護者とのトラブル
- ・その他重傷と思われる怪我等
- ・対象施設内で生じた犯罪行為
(警察・消防等他の機関が関わったもの)
- ・建物等の損傷を伴う事故
(軽微なものを除く)
- ・児童福祉施設等内で生じた報道発表
(取材による報道を含む)

事故発生
(医療機関受診)

上記以外の事故

【 報告先 : 保育課 事故報告担当 】

【第1報】 事案が生じた時点で報告

- ① 電話 … 担当者不在の場合は
病児保育事業担当者へ
- ② FAX または メール
… 保育課 担当者宛てへ送る
「事故報告書」(様式5:病児保育用)
注:FAXの場合は、プライバシー保護の観点から
氏名・生年月日は空白にする

【第2報】

「事故の経過報告書」(様式3)

【 報告先 : 保育課 事故報告担当 】

検証等は事故後速やかに行い

**FAX または メールで原則事故発生当日に
報告書を提出する。(遅くとも翌日まで)**

「事故報告書」(様式5:病児保育用)

※ 事故の状況により、事故の経緯について報告を
お願いする場合があります。(様式3)

保育課より報告

国報告の対象となる場合

保育課から
厚労省・消費者庁へ報告

「教育・保育施設等 事故
報告様式(Ver. 2)」

※ 重大事故とは

・死亡事故

・治療に要する期間が30日以上
の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

(意識不明(人口呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経緯にかかわらず、
事案が生じた時点で報告すること。)